



苫田ダム素材の整理にかかる



岡山県鏡野町の苫田ダムは、去年3月に完成しました。1957年の構想発表以来、実に49年。その間ダム水没地区の住民は、国や県を相手に、故郷を守ろうと必死の戦いを繰り返してきました。わが社はその攻防を克明に取材し、数々のドキュメンタリー作品を世に出してきました。ライブラリーセンターには、その証として膨大な量の取材テープや編集テープが保存されています。

これらは今まで、全く手付かずの状態でしたが、今月末からようやくこのテープの整理に取り掛かりました。どんな内容のものが保存されているのか、担当者でもその全容をつかみきっていないだけに整理は大変ですが、

それだけに宝探しの感があります。

とりあえず、傷みの激しいU-maticテープ320本を撮影年順に並べる作業から行っていますが、テープの箱書きが不十分で、撮影年が記載されていないものが多く、再生してインタビューの内容から撮影時期を推理する、気の遠くなるような作業がスタッフによって行われています。それでもいつ撮影されたのか皆目見当の付かないテープは多く、これらは撮影時期不明として扱うほかない状態です。

テープの箱にたった数文字、撮影年月日を書いてくださるだけで、膨大な作業の手間が要らなくなるのです。箱書きをきちんとし終えるまでが取材だとお考え下さるよう切にお願いします。

著作権 知識

①「著作物って何？」

テレビやラジオの番組は、必ず誰かが撮影し、または録音して編集し、原稿をつけ、音楽をつけ、あるいはパーソナリティーが会話をつけて放送されています。そこには必ず著作権がありますが、制作担当者でも著作権の正体をあまり知らないのが現実です。

そこで、今月号から「著作権まめ知識」と題して、私たちの仕事に必要なと思われる著作権について連載していくことにしました。普段の仕事の参考にしていいただければ幸いです。

さて、では著作権とはいったいなんでしょうか。一口に言えば著作物を作り出した人が持つ権利です。その著作物とは、法律では「**ほかの人が知ることが出来るように外部に表現されたもの**」と定義付けられています。

ですから印刷物や録音テープ、ビデオテープだけでなく、街頭演説やテレビラジオでの生のしゃべり、パントマイムなども全て著作物に当たります。ですから、誰かの演説が気に入ってその言葉のままと自分の話のようにしゃべれば、それは盗作、著作権侵害となります。

ただし、『注意1秒怪我一生』などの標語やキャッチフレーズ、『水戸黄門』といった番組タイトルなどの短い語句は著作物ではないと言われています。裁判の判例では、「これらの短い言葉は、誰でもが容易に思いつくことが出来るから」となっていますが、その裏には、**短い言葉をすべて著作物とすると、普通の会話すら出来なくなる恐れがあるから**だと言われています。

次回は著作権そのものを取り上げる予定です。



DVD録画機を更新

ライブラリーセンターのDVD録画機が、今月中旬に更新されました。

導入されたのはビクターの業務用機種で、DVDのほかminiDVとHDDの録画再生が出来ます。

センターにはこれまで、制作部から引き継いだDVD録画機がありましたが、安物のせいちょっとした入力オーバーで画像がフリーズするなどトラブルが続出していました。今回の更新によってこうしたトラブルが解消し、スムーズなディスク保存が可能になりました。現在は、林原のチンパンジーを取材したテープのDVD化が行われています。これが終わると、中断していたVOICE21のDVD化に入ります。